

災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書

高岡市

富山県司法書士会

災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書

高岡市（以下「甲」という。）と富山県司法書士会（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者支援のための相談業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害及びこれに類する大規模な被害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき、乙が実施する司法書士による被災者支援のための相談業務（以下「被災者相談業務」という。）について必要な事項を定めることにより、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施し、もって災害時における市民の不安解消と生活の復興を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において被災者相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。

2 前項のほか、乙が災害時において特に必要と認めるときは、乙は甲に対して被災者相談業務の実施を求めることができる。この場合において、甲が必要と認めるときは、乙に対して協力を要請する。

3 乙は、前2項の要請を受けた場合には、速やかに乙又は乙の関係団体の構成員の中から相談員を選出し、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

（要請手続）

第3条 前条第1項及び第2項に規定する要請は、甲が乙に対して、被災者相談業務を実施する日時、場所及び期間その他必要事項を明らかにした書面を交付して行うものとする。ただし、書面交付が困難な場合には、口頭、電話、電子メール等により要請し、追って書面を交付するものとする。

（被災者相談業務の範囲）

第4条 この協定により、乙が実施する被災者相談業務は、第1条の目的に鑑み、広く市民生活の復興に資する法制度等の情報の提供及び司法書士が取り扱うことができる業務に関する相談への対応とする。

（被災者相談業務の実施）

第5条 甲は、被災者相談業務の実施に当たり、以下の業務を行うものとする。

- （1） 相談会の広報
- （2） 相談会場の確保
- （3） 関係機関、派遣先相談窓口、他の専門機関との連絡調整

2 乙は、被災者相談業務の実施に当たり、以下の業務を行うものとする。

- (1) 相談会場の開設・運営
- (2) 相談員の派遣
- (3) 相談の実施

(体制整備)

第6条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、必要と認められるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

2 甲及び乙は、この協定に関する担当窓口の連絡先の交換を行い、担当者等を変更したときは、速やかに相手方に通知するものとする。

3 甲及び乙は、平常時において、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施するための情報交換を行うものとする。

(費用負担)

第7条 被災者相談業務における会場費及び広報費は、甲の負担とする。

2 被災者相談業務に従事する相談員の人件費その他費用、乙の負担とする

(相談料)

第8条 この協定により実施する被災者相談業務における相談料は無償とし、相談者に負担を求めないものとする。

(損害の補償)

第9条 この協定に基づく被災者相談業務の実施において損害(第三者に及ぼした損害を含む。)が生じた場合であって、甲の責めに帰すべき事由によらないものについての損害補償は、乙の責任において行う。

(報告)

第10条 乙は、第5条の規定による被災者相談業務の終了後、業務内容を甲に報告するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から相手方に対し、書面による締結終了の申し出がないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義を生じたときは、そ

の都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和8年 10月 27日

(甲) 高岡市広小路7番50号
高岡市長

出町 譲

(乙) 富山市神通本町一丁目3番16号
エスポワール神通3階
富山県司法書士会
会 長

三屋 尚 之

と認め
る。
したと

情報交

に負担

害を含
損害補

するも

ただ
終了の
以後

は、そ